

纏消之助

皆さん! 新年明けましておめでとうございます! 昨年は、国内のあちらこちらで集中豪雨災害が発生したほか、噴火災害や地震災害も発生し、更にはデング熱やエボラ出血熱の感染予防対策や救急搬送対策等で各消防本部の対応が大変な年であったのではないでしょうか?

寺田寅彦さんの言葉ではありませんが「災害は忘れた頃にやってくる!」です。本当に災害はいつ、どこで発生するかわかりません! 今年も日本のどこかで、どんな自然災害や火災が発生するかわかりません! 地域の防火・防災安全の確保を担っている全国の消防本部の消防職員及び消防団員の皆さん! 今年も万一の時のために備えて、地域住民の防火・防災安全を確保するために更なるご尽力を賜ることを年の初めに小からお願い申し上げます。

そして、全国の予防業務を担当されている予防職員の皆さん! 今年も、地域の防火安全を確保すべく、火災原因調査業務、消防同意の審査業務、消防用設備等の設置業務、各種の検査業務、査察業務、危険物の保安管理業務、防火管理指導業務、自衛消防訓練の実施促進指導業務、広報業務、生活安全の業務等について、適正かつ的確な業務の遂行を宜しくお願い申し上げます。

予防業務は、警防業務や救急業務とは異なり、直ぐに結果が現れるとは限りません。以前にもお話していますが、10年間位のスパンで見ないと、予防業務の成果は結果が現れてきません。時間がかかります。しかし、諸先輩のお陰で、火災件数、焼損面積は確実に減少してきています。まさしく「継続は

力なり」です。

従いまして、皆さんも、先人たちが 築き上げてくれてきた火災予防の礎を 引き継がれ、粘り強く、根気よく、そ して、適正かつ的確に、関係者等が納 得して頂ける説明をして、防火安全性 が高い防火対象物を築き上げていって ください。

前書きが長くなりましたが、今回の テーマは「日本の火災史と予防行政の 推移について」です。日本の予防行政 は、悲惨な火災が発生したり、社会経 済の変化、建築物の高層・大規模・複 雑化、建築構造や設備等の技術改良が 行われてきたり、新たな用途の出現や 使用形態等の多種多様化によって、消 防関係法令等が何度も改正されてきま した。「温故知新」の格言ではありま せんが、若い予防担当の職員の方に、 年の初めの今回、是非、日本の予防行 政がどのように変遷してきたのかを 知ってもらえればと思い、このテーマ を選びました。そして、これまでの火 災予防行政を踏まえて、今後の予防行 政はいかにあるべきかについて若い職 員の方々に考えてもらう機会になれば 良いと考えました。今回は誌面をいつ もより多く頂けました。お付き合い頂 ければ幸いです。

1 日本の火災史について

(1) 昭和22年以降の日本の火災の歴 史について

日本の火災の歴史については、以前 にも少しご紹介しましたが、日本の火 災予防制度に影響した火災や危険物施 設等の火災について、既にご存知の火 災があるかもしれませんが、若い予防 担当職員の方を中心にご紹介したいと 思います。

図1をご覧ください。この図は、近代消防社発行の消防団120年・自治体消防65周年記念 2013年12月臨時増刊号から筆者が抽出した昭和22年度以降の日本の主な建物等の火災を表した図です。消防法及び建築基準法の関連法令の制定時期も入れ込みました。なお、この図の中には地震火災、林野火災、車両火災、トンネル火災などは含めていません。主に建物や危険物施設等の火災を中心に表しています。

(2) 不特定多数の者が出入りする建物 の防火安全対策の推進について

この図からわかるように、過去に多くの火災による死傷者を発生させている建物には、百貨店、旅館・ホテル、病院、雑居ビルなどが多いことがわかります。不特定多数の人が出入りしたり、宿泊したり、入院したりする防火対象物は人命危険や出火危険が高いことを物語っています。

また、昭和25年前後、昭和45年前後、昭和60年前後に当たりに火災が比較的多く発生している傾向が見られます。

終戦後当時の日本は、まだ木造建築物が多く、出火するとあっという間に延焼拡大してしまい、また、管理権原者等の防火管理意識も低く、消防設備等の設置や維持管理、万一のための自衛消防訓練等を適正に行っていませんでした。悲惨な火災を紐解くと、必ずといって言いほど、関係者や管理権原者が防火管理体制の確保を疎かにしていた実態が浮き彫りにされるのでした。そのため多くの犠牲者を発生させてしまっています。

(3) 消防職団員が殉職した火災につい

図1 日本の主な火災史(昭和22年以降)

て

また、ガス爆発火災や 危険物施設における爆発 火災も多いこともお分か りになると思います。そ して、これらの火災で、 これまでに多くの消防職 団員が殉職したり、負傷 しているのです。

その代表的な火災は、 昭和39年7月に東京で発生した勝島倉庫危険物爆 発火災です。この火災では、消防職員が18名、消 防団員が1名、計19名が 殉職し、消防職員80名、 消防団員9名、計89名が 負傷したのです。

また、昭和55年8月の

静岡駅前ゴールデン地下街のガス爆発 火災では、現場検証中に二次ガス爆発 が発生し、消防職団員5名が殉職し、 30名が負傷しました。

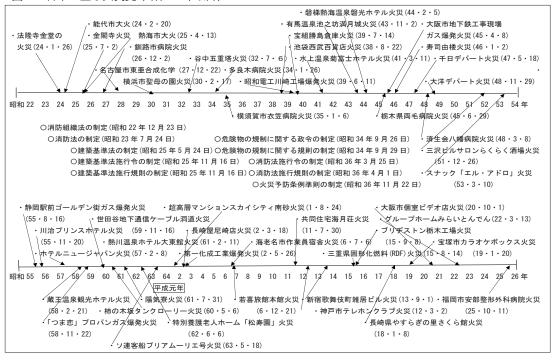
出場した消防隊の機関員が隊長及び 隊員が誰一人戻ってこない時の心境は いかんばかりであったでしょうか!

これらの火災は消防職員であれば決して忘れてはならない火災ですし、**後世に伝えていかなければいけない火災です**。予防担当職員の人が危険物施設の火災やガス爆発火災の危険性を警防隊員に話してあげてください。何故ならば、皆さんが一番その危険性を熟知しているからです。

先日、NHKが大阪市消防局さんの協力で撮影した消防職員を主人公としたドラマの中でも、消防職員が一歩間違えれば殉職する場面が放映されていましたが、恐らく、消防職員であれば、長い消防人生の中で、このような危険な状況に遭遇することが必ずあると言っても過言ではないと思います。

消防職員の自分自身の安全管理の確保のためにも過去の火災事例を紐解くことはとても有意義なのです。生きた教訓なのですから。

是非とも過去の火災事例も勉強して ください。



2 日本の火災予防制度の 変遷について

(1) 消防関係法令の制定について

さて、悲惨な火災が発生した場合、 当然、火災原因調査が行われ、その火 災の問題点が洗い出されます。そして、 その火災の防火安全対策が講じられて きました。

日本の火災史を見ながら考えていきますと、まずは、昭和22年に消防組織法が、昭和23年に消防法がそれぞれ制定され、そして昭和25年に建築基準法関係法令が制定されました。その後、昭和34年に危険物の規制に関する政省令が制定されました。危険物に関しては、この時はまだ国の事務を市町村に委任した機関委任事務でした。

(2) 全国一律の火災予防行政のスタート

しかし、火災予防の実施細部はまだ 定められておらず、各市町村条例に基 づいて実施されることになりました が、当時、条例を制定した市町村は半 分程度で、また、その取り扱いも全国 で統一されていませんでした。つまり、 バラバラな予防行政の運用であったの でした。

そのため、昭和35年に消防法の一

部が改正され、それを踏まえて、昭和 36年に消防法施行令及び同施行規則 が制定され、更には同年に全国の火災 予防条例のお手本となる火災予防条例 準則が制定されて、全国一律の規制が スタートしました。

特に、昭和35年の消防法の改正により、防火対象物の用途区分が明確にされ、消防法に基づく全国一律の消防用設備等の設置義務化が行われました。また、簡易な消防用設備等以外は遡及適用除外となっていたことを改め、不特定多数の者が利用する特定防火対象物については、全て遡及適用(既存遡及)させることとなる等の大きな改正が行われました。

(3) 共同住宅の特例基準のスタート

翌年の昭和36年には、消防法の 一部改正に伴う共同住宅の特例基準 (118号通知)が示され、

- ○住戸間区画を耐火構造とすること。
- ○共用部分との間の開口部面積を 4 m 以下にすること。
- ○当該開口部は甲種防火戸とするこ と。(開放廊下に面していれば不要)
- ○共用部分を不燃化すること。
- の要件を満たしていれば、

消火器、自動火災報知設備、屋内消 火栓、非常警報設備、避難器具は免除 するといった共同住宅の特例基準が初